

1. 手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金 (内定書や労働条件通知書等に記載されてい る額)の18%
	成功報酬 (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金 (内定書や労働条件通知書等に記載されてい る額)の18%

2. 短期間で退職した場合の手数料の取扱い

求職者が、自己の意思により、又は就業規則違反等の、求職者の責に帰すべき事由により 3か月未満の短期間で退職した場合には、(一財)国際観光ビジネス協会は、求人者から支払われた紹介手数料について 右記の割合で計算された金額を求人者に払い戻すこととする。 ただし、求職者の死亡・病気など不測の事態による場合、並びに求人者の求職者に対する処遇 及び、その他の労働条件が採用決定時の労働契約内容と著しく異なることに起因する場合はこの限りではない。 また、求職者が、専ら求人者の都合により短期間で退職することとなった場合は、紹介手数料の返戻は行わないものとする	50%に相当する額
---	-----------